

サプライチェーン対策のための 国内投資促進事業費補助金 (3次公募)

公募要領

【応募方法】

本公募では、補助金申請システム「jGrants」にて応募を受け付けます。
jGrantsでは、電子的に申請を受け付けるとともに、当該申請システムを通じて行われた申請に対する事務局からの通知は、原則として当該申請システムで通知等を行います。jGrantsを利用するには、GビズIDの取得が必要です。

jGrants 操作方法：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>
画面上部「申請の流れ」タブ>「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

【受付期間】

令和4年3月1日（火）～令和4年5月6日（金）正午まで
※上記期間までに jGrants で申請を実施してください。
※GビズIDの取得には2～3週間を要する場合がありますため、余裕を持って準備してください。

※本公募要領は、jGrants のホームページからダウンロードできます。
<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000005jiFIEAI> (jGrants へのリンク)

令和4年3月

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局

目 次

1. 事業の目的・補助対象事業者について.....	1
(1)事業の目的.....	1
(2)補助対象事業者.....	1
2. 対象経費の区分、補助率及び限度額等について.....	8
3. 補助対象経費からの消費税額の除外について.....	8
4. 事業実施期間について.....	10
5. 補助事業者の義務等.....	10
6. その他.....	11
7. 応募申請書類の提出について.....	11
(1)受付期間.....	11
(2)提出方法.....	12
(3)事前相談、問い合わせ先.....	12
(4)事務局のウェブサイト.....	12
(5)提出書類について.....	12
8. 採択の審査及び結果通知について.....	14
(1)採択時の主な審査内容.....	14
(2)採否の通知等.....	17
(3)公募のスケジュール.....	17
(4)その他.....	18
9. 事前着手の承認のための申請・承認の結果通知について.....	18
(1)受付期間.....	18
(2)応募方法・提出先.....	18
(3)事前相談、問い合わせ先.....	19
(4)事務局のウェブサイト.....	19
(5)提出書類について.....	19
(6)事前着手の承認の可否の通知等.....	19
別紙（主に事前着手承認申請を検討される方向け）補助金ルールの基礎説明について.....	20
<申請様式>	
応募申請様式.....	21
事前着手のための承認申請様式.....	59
本補助事業全体の流れ(概要).....	62
お問い合わせ先.....	63

1. 事業の目的・補助対象事業者について

(1) 事業の目的

この補助事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことから、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材、または感染症への対応や医療提供体制の確保のために必要不可欠な物資について、国内の生産拠点等の整備を進めることにより、製品・部素材の円滑な供給を確保するなど、サプライチェーンの強靱化を図ることを目的とします。

(2) 補助対象事業者

以下のⅠ～Ⅲのいずれの要件も満たす大企業、中小企業等であって、事業終了後の建物・設備等の管理・運営等に責任を持って実施することができる法人。

Ⅰ 補助要件

①補助対象設備

②に掲げる工場で使用する設備機械装置

※設備機械装置の購入（改造等含む）は必須とし、設備機械装置の購入を伴わない案件は補助対象外とする。

②補助対象施設

次に掲げる施設であること。

工場：日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる製造業の用に供される施設

③補助対象要件

補助対象事業A、B又は中小企業特例事業のいずれかを行うこととし、それぞれにおいて掲げる要件をすべて満たすものとします。

補助対象事業A	補助対象要件A
生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業	以下のすべての要件を満たすこと。 ア. 生産拠点の集中度 補助事業により生産する製品・部素材の生産拠点の海外集中度が、国内全体で50%以上であること イ. 表1に掲げる製品及びその部素材（レアメタル・レアアース等）を含む生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材であること ウ. 設備機械装置の先端性 補助対象となる設備機械装置の性能（仕様・スペック）が、先端的事業であること（注）

（注）先端的な設備機械装置とは、特注品又は製造機器メーカーの最新カタログに掲載されているもの若しくはこれに相当するもの。

- (※) 生産拠点の集中度の低減率が著しく低いものは採択しない場合がある。
生産拠点の集中度は製品の特性等を踏まえ合理的な単位で算定すること。

(表1)

デジタル	半導体関連（電子回路基板、半導体製造装置、半導体副素材 等） ※2次公募で対象であった、メモリ、パワー半導体／パワーデバイス、ロジック半導体及びセンサーについては、原則対象外であるが、令和3年度補正予算「先端半導体生産基盤整備基金による事業（注1）」及び「サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備の脱炭素化・刷新事業費補助金（注2）」の対象とならない事業に限っては対象となる。
	次世代自動車関連（車載通信機器 等）
	ロボット部品
	ドローン部品
	ディスプレイ
	光ファイバー部材
	等
グリーン	電動車関連（モーター 等） ※2次公募で対象であった、車載用電池については、原則対象外であるが、令和3年度補正予算「蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金（注3）」の対象とならない事業に限っては対象となる。
	洋上風力発電関連（ナセル、ブレード・ハブ、タワー、基礎、発電機等部品 等）
	航空機関連（エンジン部品、翼構成部品 等）
	高効率ガスタービン部品
	※2次公募で対象であった、定置用蓄電池については、原則対象外であるが、令和3年度補正予算「蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金（注3）」の対象とならない事業に限っては対象となる。
	等

(注1)「先端半導体生産基盤整備基金」の対象事業は、5G促進法（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律）に基づく認定を受けた特定先端半導体の生産基盤整備計画の事業になります。5G促進法については、こちらのウェブサイト (<https://www.meti.go.jp/press/2021/12/20211206001/20211206001.html>) をご参照ください。

「特定先端半導体」の要件は、5G促進法施行令で定められます。5G促進法施行令については、こちらのウェブサイト

(<https://www.meti.go.jp/press/2021/02/20220222001/20220222001.html>) をご参照ください。

(注2)「サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備の脱炭素化・刷新事業費補助金」の対象事業については、こちらのウェブサイト

(<https://www.meti.go.jp/information/publicoffer/kobo/2022/k220204002.html>) をご参照ください。

(注3)「蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金」の対象事業については、こちらのウェブサイト

(https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/automobile/battery/battery-grants.html) をご参照ください。

(注4) 上記補助金についてご不明点等あれば、「先端半導体生産基盤整備基金」及び「サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備の脱炭素化・刷新事業費補助金」は、経済産業省商務情報政策局情報産業課 (MAIL : semicon-manufacturing@meti.go.jp)

に、「蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金」は、経済産業省蓄電池補助金担当（MAIL：battery-grants@meti.go.jp）にお問い合わせください。

（注5）補助事業で生産する製品が「メモリ、パワー半導体／パワーデバイス、ロジック半導体、センサー、車載用電池及び定置用蓄電池」に該当する場合は、上記補助金の対象事業に該当しないことを確認するため、別添13又は別添14を必ず提出してください。

補助対象事業B	補助対象要件B
感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保等国民が健康な生活を営む上で重要な物資の生産拠点の整備事業	表2に掲げる製品・部素材を生産する工場であること

（表2）

抗原検査キット
検査用スワブ
PCR検査試薬
PCR検査機器
給湯器関連物資（ワイヤーハーネス、コネクタ及びその生産に必要な部素材）

中小企業特例事業	中小企業特例要件
生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が 行う生産拠点整備に係る事業	以下のすべての要件を満たすこと。 ア. 中小企業であること（注） イ. 補助対象要件Aのうちア及びイ（ただし、「表1」は「表3」と読み替えるものとする。）を満たす製品・部素材（以下「対象製品」という。）のサプライチェーンに関連し、当該対象製品の生産等を行う事業者と直接又は間接に取引関係がある事業者であること ウ. 当該事業者が、対象製品の生産等を行う事業者にとって必要不可欠な（＝代替が効かない）製品・部素材（以下「部品等」という。）の生産等を行っていること（ただし、市場から直ちに入手可能な汎用品は除く。） エ. 対象製品の生産等を行う事業者にとって、当該事業者からの部品等の供給が滞ることにより、対象製品の生産計画に支障を来すおそれがあること オ. 部品等の生産能力を拡大する投資であること

（注）「Ⅱ 事業者の範囲」に定める中小企業の除外要件に該当する企業は、大企業として扱うため、要件アを満たさない。

(表3)

デジタル	半導体関連（メモリ、パワー半導体／パワーデバイス、ロジック半導体、センサー、電子回路基板、半導体製造装置、半導体副素材 等）
	次世代自動車関連（車載通信機器 等）
	ロボット部品
	ドローン部品
	ディスプレイ
	光ファイバー部材
	等
グリーン	電動車関連（車載用電池、モーター 等）
	洋上風力発電関連（ナセル、ブレード・ハブ、タワー、基礎、発電機等部品 等）
	航空機関連（エンジン部品、翼構成部品 等）
	高効率ガスタービン部品
	定置用蓄電池
	等

④投資計画の公表

当該補助事業に係る投資計画について、令和4年1月28日より前に对外発表した事業でないこと。

※サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（令和2年5月公募（1次公募）、令和3年3月公募（2次公募））への応募は对外発表に当たらないものとする。

⑤投資計画の内容

既存の老朽化設備を入れ替える等の生産能力が向上しない投資（更新投資）でないこと。

II 事業者の範囲

以下の要件をいずれも満たす事業者に限る。

- 日本国内において登記された法人であり、国内に事業実施場所を有していること。
- 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- 本事業の円滑な遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- 単独又は複数社の大企業、中小企業等であること。
- 中小企業等とは、中小企業基本法で定める中小企業者（中小企業）並びに一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人（注1）、事業協同組合、農業法人及び大学（注2）をいう。ただし、次のいずれかを満たす場合は大企業として扱う。
 - ①資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
 - ②確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均

額が15億円を超える中小企業者

③みなし大企業（注3）に該当する中小企業者

<中小企業基本法で定める中小企業者（中小企業）>

業種	中小企業者（以下のいずれかを満たすもの）	
	資本金又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

（注1）特定非営利活動法人は、以下の要件を満たすものとする。

- ・法人税法上で課税対象となる収益事業を実施し、補助対象事業は当収益事業の範囲内であること。
- ・認定特定非営利活動法人ではないこと。

（注2）本事業の大学とは、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人及び私立学校法第3条に規定する学校法人が設置する大学をいう。

（注3）

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業（以下「大企業」という。）（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人（以下「みなし大企業」という。）
- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業（特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の所有に属している法人
- ・役員の総数の2分の1以上を大企業（みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。）の役員又は職員が兼ねている法人

Ⅲ 以下の不支給要件のいずれにも該当しないこと

不支給要件

- 1 次のいずれかに該当した事実があり、その行為態様、役員の関与の有無、違反行為が行われた期間及び社会的影響等を総合的に勘案して、補助金の交付の相手方として不相当であると事務局が認める場合。
 - イ 偽りその他不正の手段によって、適正化法第2条第1項に規定する補助金等及び適正化法第2条第4項に規定する間接補助金等並びに施行令第4条第2項第4号に規定する条件として各省各庁の長が定めた民間事業者等に対する助成金等の交付条件又は契約条件に従い交付する基金（以下「補助金等」という。）の交付を受け、又は融通を受けたと認められる場合。
 - ロ 補助金等の他の用途への使用があったと認められる場合。
 - ハ その他補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこれに基づく各省各庁の長の処分に違反した場合（ロに掲げる場合を除く。）。
 - ニ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）が公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
 - ホ 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反した場合（へに掲げる場合を除く。）。
 - へ 役員等が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
 - ト 役員等が競売等妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。
 - チ 業務に関し、不正競争防止法（平成5年法律第47号）第2条第1項第1号又は第19号に掲げる行為を行った場合。
 - リ 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をした場合。
 - 又 前各号に掲げる場合のほか、役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告された場合。
- 2 次のいずれかに該当する事業者
 - イ 役員等のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
 - ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
 - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
 - ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
 - ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
 - へ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
 - ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
 - チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしてい

る事業所

(共同申請について)

事業者単独での申請を原則としますが、申請事業者単独では事業が成立しない場合（下記例のような場合）には、複数事業者での共同申請を認めます。

(例)

- ・ 設備投資機能、生産企画機能、生産機能等がそれぞれ別会社に分散している場合（製造機能を子会社に委譲している場合等）
- ・ リース会社を利用する場合（下記参照）

(設備取得においてリース会社を利用する場合)

設備取得においてリース会社を利用する場合は、設置事業者とリース会社との共同申請とし、原則、リース会社は1企業について1社とします。ただし、リースの場合の補助対象は、リース会社が購入した設備機械装置とし、リース料を構成する手数料、保険料等の経費は対象とはなりません。リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。また、契約期間は、導入設備の減価償却期間（複数の場合は最長のもの）以上としてください。割賦契約はリースには含みません。なお、建物の取得においてリース会社を利用する場合は、建物取得費は本補助金の対象とはなりません。

(共同申請の場合の補助率の考え方について)

共同申請の場合、P. 8で定める補助率は、以下のように適用されます。

共同申請する企業の組合せ	適用される補助率
大企業（注）と大企業の共同申請	大企業
中小企業等と大企業の共同申請	大企業
中小企業等と大企業のリース会社との共同申請	中小企業等
中小企業等と中小企業等の共同申請	中小企業等

(注)「1.(2)Ⅱ 事業者の範囲」に定める中小企業の除外要件に該当する企業は、大企業として扱います。

2. 対象経費の区分、補助率及び限度額等について

補助対象事業 A 及び B

対象経費の区分	建物取得費	以下のとおりとする。 ①投下固定資産額（地方税法第341条に規定する固定資産のうち当該事業の用に供するものの取得等価格の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）） ②上記と併せて実施する附帯工事費等
	設備費	
	システム購入費	補助事業の実施に必要なソフトウェアの購入費
補助率	大企業	1/2以内（補助対象経費30億円以下の部分） 1/3以内（補助対象経費30億円より大きく100億円以下の部分） 1/4以内（補助対象経費100億円より大きい部分）
	中小企業等	2/3以内（補助対象経費30億円以下の部分） 1/2以内（補助対象経費30億円より大きく100億円以下の部分） 1/4以内（補助対象経費100億円より大きい部分）
限度額	100億円	

中小企業特例事業

対象経費の区分	建物取得費	以下のとおりとする。 ①投下固定資産額（地方税法第341条に規定する固定資産のうち当該事業の用に供するものの取得等価格の合計額（消費税及び地方消費税を除く。）） ②上記と併せて実施する附帯工事費等
	設備費	
	システム購入費	補助事業の実施に必要なソフトウェアの購入費
補助率	2/3以内	
限度額	5億円	

- ※ 補助率については、審査の結果、希望する補助率を下回る可能性がありますのでご了承ください。
- ※ 補助対象経費は、当該事業を遂行するために真に必要かつ適切な経費とします。
- ※ 投下固定資産で当該事業の用に供するものとそれ以外のものとを区分し難いときは、適切な比率をもって按分するものとします。
- ※ 割賦払に係るもので所有権を移転するものについては、その全額を資産として含むものとします。
- ※ 設備費とは、補助対象施設で使用する設備機械装置の購入及び据付け等に必要経費をいいます。建物と切り離すことのできない附帯設備は原則として建物取得費に含めます。
- ※ システム購入費とは、補助対象施設で使用する設備機械装置の稼働のため直接的に必要なソフトウェアの購入費をいいます。
- ※ 申請事業者の自社製品の購入や共同申請者への発注は、利益排除の対象となります。
- ※ 次のいずれかに該当する経費については補助対象外となります。
 - ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したもの（交付申請を行う上で必要となる基本設計費用等も含む。）

- ・申請事業者及び共同申請者の人件費
 - ・申請事業者及び共同申請者以外が発注したもの。(他者が発注したものの所有権を申請事業者及び共同申請者に移転した場合も含む。)
 - ・既存建物、設備機械装置の撤去費
 - ・既存設備機械装置の移設費
 - ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
 - ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
 - ・商品券等の金券
 - ・文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
 - ・飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
 - ・自動車等車両の購入費・修理費・車検費用
 - ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
 - ・振込手数料、公租公課(消費税を含む。)、各種保険料
 - ・借入金などの支払い利息及び遅延損害金
 - ・共同申請者間の設備機械装置等の貸借によるリース料や加工を依頼した際の外注費等
 - ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの(コンピュータ、プリンタなど)の購入費
 - ・価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
 - ・補助事業実施場所以外でも使用可能な設備・器具・備品類(据付け又は固定等して利用しないもの)
 - ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- なお、応募時に補助対象として申請していた経費について、交付申請書案の確認及びその内容の精査の結果、補助対象外と判断され、採択金額どおりの交付決定額とはならない場合がございますので、あらかじめご了承ください。(採択審査は、補助対象経費の承認を行うものではありません。)

3. 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)が含まれている場合、交付規程に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

応募申請時の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、応募申請書類を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意してください。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体(特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税法別表第

3 に掲げる法人の補助事業者

- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

4. 事業実施期間について

本公募で採択された場合は、原則として令和4年度中に本補助金の交付申請を行っていただく必要があります。交付決定後は、補助事業に係る建物・設備の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、令和6年度末までに、事業完了（建物・設備の取得が完了し、経費が全て支払われた時点をいう。以下同じ。）してください。

ただし、大規模な投資案件であって、令和6年度末までに事業を完了することができないことが明らかである場合には、事業完了期限を令和7年度末までとする申請も認める場合があります。

5. 補助事業者の義務等

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守していただくこととなりますのでご留意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業の交付年度中間の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業を完了した場合、その日から起算して30日を経過した日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- ④ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産等管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、当該取得財産等については、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。ただし、やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の全部又は一部を返納していただくこととなります。
- ⑥ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後5年間保存しなければなりません。
- ⑦ 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間（以下「報告期間」という。）、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業に係る事業継続状況等について報告しなければなりません。ただし、基金設置法人が必要と認める場合には、報告期間終了後も報告を求めることがあります。
- ⑧ 補助事業に関係する調査への協力、その他事業成果を発表していただく場合があります。
- ⑨ 本補助事業の目的に鑑み、今後製品・部素材の需給がひっ迫した際、政府から優先供給をお願いすることがあります。

6. その他

- ① 今回の申請により提出された補助金申請額（補助率を含む。）が交付決定額となるものではありません。本公募による採択決定後、交付規程に基づき採択者が提出する交付申請書の内容を事務局が厳正に審査した上で、交付決定通知書にて交付決定額を通知します。
- ② 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。確定額（精算額）は、交付決定額に至らない場合もございます。

また、特に必要と認められる場合に限り、補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費（支払行為）の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります（概算払い）。ただし、応募申請若しくは交付申請段階において、概算払いを前提とした投資計画を立てることは認められません。

- ③ 今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注・契約等（発注先に対して発注意思を書面若しくは口頭で表明する内示行為も「発注」とみなします）が行われた補助事業に係る経費が対象となるため、交付決定日以前に発注・契約等を行った経費は、原則として対象となりません。

なお、例外の場合については後述します。

- ④ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出（本申請書の提出以降を含む。）は原則として認められませんのでご注意ください。

なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に事務局にご相談ください。

- ⑤ 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、入札に準じた形で3者見積を取得することが原則となります。3者見積を取得できないことについての合理的な理由なく、価格競争を実施しない発注を行った場合、原則として補助対象外となります。（過去の発注実績に依る随意契約等は、原則認められません。）

見積取得に当たっては、見積業者に対して補助事業者自身が同一の仕様内容を提示して公正に価格競争を実施することが必要です。

- ⑥ 補助事業で取得する建物・設備に抵当権を設定するには、交付申請若しくは計画変更時に抵当権設定することを記載し、金融機関の意見書等の添付資料を付けた上で、事前に事務局の承認を受けることが必要です。抵当権設定ができるのは、今回の補助事業を実施するために必要な融資のための抵当権に限定され、普通抵当権のみに限ります（根抵当権は不可）。補助事業で取得する建物・設備に、既存の抵当権を波及させることはできません。

- ⑦ 申請は1事業者につき1案件のみとします（ただし、リース会社は除きます）。申請を行った事業者は、本公募の異なる補助事業で共同申請者として事業に参画することも認められませんので、グループ会社等においては十分ご注意ください。

また、親子関係にある会社により提出された同一内容と認められる申請は、審査の対象といたしません。

7. 応募申請書類の提出について

(1) 受付期間

令和4年3月1日（火）～令和4年5月6日（金）正午まで

※上記期間に jGrants で申請を実施・完了してください。

(2) 提出方法

応募される方は、別紙申請様式を作成の上、上記期間に補助金申請システム「jGrants」にて、当該資料を提出してください。jGrantsでは、電子的に申請を受け付けるとともに、申請に対する事務局からの通知等も、原則として当該申請システムで行います。jGrantsを利用するには、GビズIDの取得が必要です（未取得の場合）。

jGrants 操作方法：<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

画面上部「申請の流れ」タブ>「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。

※GビズIDの取得には2～3週間を要する場合がありますため、余裕を持って準備されるよう十分ご注意ください。

なお、設立登記法人及び個人事業主以外の申請者（登記法人ではない実行委員会、組合など）におかれましては、jGrants使用時に必要なGビズIDの取得ができません。このため、代表申請者を決めていただき当該法人の法人番号等を用いて申請を行ってください。提出先は、以下に記載のjGrantsのホームページです。

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（3次公募）
URL：<https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000005jiFIEAI>

(注1) 受付期間以降の提出（修正、差替、追加を含む。）は受け付けられません。

(注2) 郵送、持参、FAX及び電子メール等による提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して提出してください。

(3) 事前相談、問い合わせ先

申請書作成にあたってのお問い合わせについては、事務局で受け付けていますが、事前に立地を予定している区域を所管する経済産業局に相談することもできます。経済産業局担当課及び管轄区域等については、P.63「お問い合わせ先」のとおりです。

(4) 事務局のウェブサイト

本公募に関する情報は、事務局の下記ウェブサイトにも掲載しておりますが、公募要領や申請書様式等は、jGrantsからダウンロードしてください。

URL：<https://www.mizuho-ir.co.jp/topics/supplychain/index.html>

(5) 提出書類について

- ① 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。
- ② 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、補助対象経費が30億円を越える申請は別途ヒアリング等を行うことを予定しています。
また、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。
- ③ 「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしません。

「提出書類一覧表」

補助対象事業A

	書 類 名	様 式
提出 書類	<input type="checkbox"/> サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の応募について	様式第1
	<input type="checkbox"/> 補助事業概要説明書	様式第2
	<input type="checkbox"/> 補助事業の実現性	別添1

<input type="checkbox"/>	設備機械装置の先端性	別添 2
<input type="checkbox"/>	海外生産割合	別添 3
<input type="checkbox"/>	生産の一国集中度	別添 4
<input type="checkbox"/>	サプライチェーン途絶リスクの重大性	別添 6
<input type="checkbox"/>	生産拠点の集中度低減効果（費用対効果）／増産効果	別添 7
<input type="checkbox"/>	レジリエンス	別添 8
<input type="checkbox"/>	国内サプライチェーンの分散	別添 9
<input type="checkbox"/>	投資誘発効果	別添 10
<input type="checkbox"/>	サプライチェーン全体の共存共栄	別添 11
<input type="checkbox"/>	従業員の賃金引上げ計画の表明	別添 12
<input type="checkbox"/>	関連する半導体補助金への非該当性	別添 13
<input type="checkbox"/>	関連する蓄電池補助金への非該当性	別添 14
<input type="checkbox"/>	様式第 2 の 1. 補助事業の実施計画に掲げる添付書類	様式無し
<input type="checkbox"/>	様式第 2 の補足資料	様式無し
<input type="checkbox"/>	暴力団排除に関する誓約事項	様式第 3
<input type="checkbox"/>	役員等一覧	別添

補助対象事業B

	書 類 名	様式
提出 書類	<input type="checkbox"/> サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の応募について	様式第 1
	<input type="checkbox"/> 補助事業概要説明書	様式第 2
	<input type="checkbox"/> 補助事業の実現性	別添 1
	<input type="checkbox"/> 生産拠点の集中度低減効果（費用対効果）／増産効果	別添 7
	<input type="checkbox"/> レジリエンス	別添 8
	<input type="checkbox"/> 国内サプライチェーンの分散	別添 9
	<input type="checkbox"/> 投資誘発効果	別添 10
	<input type="checkbox"/> サプライチェーン全体の共存共栄	別添 11
	<input type="checkbox"/> 従業員の賃金引上げ計画の表明	別添 12
	<input type="checkbox"/> 様式第 2 の 1. 補助事業の実施計画に掲げる添付書類	様式無し
	<input type="checkbox"/> 様式第 2 の補足資料	様式無し
	<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約事項	様式第 3
	<input type="checkbox"/> 役員等一覧	別添

中小企業特例事業

	書 類 名	様式
提出 書類	<input type="checkbox"/> サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の応募について	様式第 1
	<input type="checkbox"/> 補助事業概要説明書	様式第 2
	<input type="checkbox"/> 補助事業の実現性	別添 1
	<input type="checkbox"/> 海外生産割合	別添 3
	<input type="checkbox"/> 生産の一国集中度	別添 4
	<input type="checkbox"/> 中小企業特例要件	別添 5
	<input type="checkbox"/> サプライチェーン途絶リスクの重大性	別添 6

<input type="checkbox"/> 生産拠点の集中度低減効果（費用対効果）／増産効果	別添 7
<input type="checkbox"/> レジリエンス	別添 8
<input type="checkbox"/> 国内サプライチェーンの分散	別添 9
<input type="checkbox"/> サプライチェーン全体の共存共栄	別添 1 1
<input type="checkbox"/> 従業員の賃金引上げ計画の表明	別添 1 2
<input type="checkbox"/> 様式第 2 の 1. 補助事業の実施計画に掲げる添付書類	様式無し
<input type="checkbox"/> 様式第 2 の補足資料	様式無し
<input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約事項	様式第 3
<input type="checkbox"/> 役員等一覧	別添

(注 1) 共同申請の場合、様式第 2 の 2. 補助事業の収支予算～ 4. 補助事業者の概要、別添 1、補足資料については共同申請を構成する各社ごとに用意した上で、共同申請単位でとりまとめて提出してください。

(注 2) 上記以外にも確認書類等がありますので、P. 5 1～5 6の「提出書類等チェックシート」を十分にご確認ください。

8. 採択の審査及び結果通知について

(1) 採択時の主な審査内容

採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行われます。審査は提出書類に基づき書面審査にて行うことを基本としますが、補助対象経費が 3 0 億円を超える申請は別途ヒアリング等を行うことを予定しています。

また、提出書類に不備（必要書類の欠落や記入漏れ等）があった場合は、以下審査基準に関わらず、審査の対象となりませんので十分ご注意ください。

補助対象事業 A

① 基本的事項の審査（必須項目）

ア. 基本的要件

「1. (1) 事業の目的」に掲げる補助事業の目的に合致しており、かつ「1. (2) I 補助要件」に掲げる要件を満たしているか

イ. 適格性（※ 1）

「1. (2) II 事業者の範囲」に掲げる要件を満たし、「1. (2) III 不支給要件」に当たらないことが確認できるか

ウ. 補助事業の実施体制

補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか

エ. 財務の健全性

補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか

オ. 補助事業の実現性

補助事業のスケジュールが妥当であるか。また、補助事業が投資規模（企業の財務指標（売上高、純資産、総資本等））に比して過大でないか

カ. 海外生産割合

補助事業により生産する製品・部素材について、生産拠点の海外集中度が、国内全体で 5 0 % 以上であるか

キ. 生産の一国集中度

補助事業により生産する製品・部素材について、生産拠点の一国集中度が、国内全体で

50%以上であるか

②事業内容等に関する審査（加点項目）

ア. サプライチェーン途絶リスクの重大性

補助事業により生産する製品・部素材について、サプライチェーン途絶が生じた場合の経済的影響（損失）が大きいことが認められるか

イ. 生産拠点の集中度低減効果（費用対効果）

補助事業による増産効果（海外生産割合及び生産の一国集中度の低減効果）が補助金交付申請額に比して大きいか

ウ. レジリエンス

補助事業の実施にあたり、感染症の拡大や災害等サプライチェーン上のリスクの顕在化に対処して、補助事業を継続し、サプライチェーンを維持するための取組を行っているか

エ. 国内サプライチェーンの分散

補助事業の立地先選定が日本国内におけるサプライチェーンの分散化に資するものであると認められるか

オ. 投資誘発効果

補助事業による投資誘発効果（地域の雇用創出や立地先企業への受発注による経済効果等）が認められるか

カ. サプライチェーン全体の共存共栄

サプライチェーン全体の付加価値向上等を図るため、「パートナーシップ構築宣言」を行っているか

キ. 従業員の賃金引上げ計画の表明

大企業は3%以上、中小企業等は1.5%以上の賃上げに取り組む予定があるか

補助対象事業B

①基本的事項の審査（必須項目）

ア. 基本的要件

「1.（1）事業の目的」に掲げる補助事業の目的に合致しており、かつ「1.（2）Ⅰ補助要件」に掲げる要件を満たしているか

イ. 適格性（※1）

「1.（2）Ⅱ事業者の範囲」に掲げる要件を満たし、「1.（2）Ⅲ不支給要件」に当たらないことが確認できるか

ウ. 補助事業の実施体制

補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか

エ. 財務の健全性

補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか

オ. 補助事業の実現性

補助事業のスケジュールが妥当であるか。また、補助事業が投資規模（企業の財務指標（売上高、純資産、総資本等））に比して過大でないか

②事業内容等に関する審査（加点項目）

ア. 増産効果

補助事業による増産効果が補助金交付申請額に比して大きいか。また、需給の状況を踏まえた投資計画となっているか

イ. レジリエンス

補助事業の実施にあたり、感染症の拡大や災害等サプライチェーン上のリスクの顕在化に対処して、補助事業を継続し、サプライチェーンを維持するための取組を行っているか

ウ. 国内サプライチェーンの分散

補助事業の立地先選定が日本国内におけるサプライチェーンの分散化に資するものであると認められるか

エ. 投資誘発効果

補助事業による投資誘発効果（地域の雇用創出や立地先企業への受発注による経済効果等）が認められるか

オ. サプライチェーン全体の共存共栄

サプライチェーン全体の付加価値向上等を図るため、「パートナーシップ構築宣言」を行っているか

カ. 従業員の賃金引上げ計画の表明

大企業は3%以上、中小企業等は1.5%以上の賃上げに取り組む予定があるか

中小企業特例事業

①基本的事項の審査（必須項目）

ア. 基本的要件

「1.（1）事業の目的」に掲げる補助事業の目的に合致しており、かつ「1.（2）Ⅰ補助要件」に掲げる要件を満たしているか

イ. 適格性（※1）

「1.（2）Ⅱ事業者の範囲」に掲げる要件を満たし、「1.（2）Ⅲ不支給要件」に当たらないことが確認できるか

ウ. 補助事業の実施体制

補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか

エ. 財務の健全性

補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか

オ. 補助事業の実現性

補助事業のスケジュールが妥当であるか。また、補助事業が投資規模（企業の財務指標（売上高、純資産、総資本等））に比して過大でないか

カ. 海外生産割合

補助事業により生産する部品等を元に生産される製品・部素材について、生産拠点の海外集中度が、国内全体で50%以上であるか

キ. 生産の一国集中度

補助事業により生産する部品等を元に生産される製品・部素材について、生産拠点の一国集中度が、国内全体で50%以上であるか

②事業内容等に関する審査（加点項目）

ア. サプライチェーン途絶リスクの重大性（対象製品への寄与度）

補助事業により生産等する製品・部素材について、対象製品への寄与度が大きいことが認められるか

イ. 増産効果

補助事業による増産効果が補助金交付申請額に比して大きいのか

ウ. レジリエンス

補助事業の実施にあたり、感染症の拡大や災害等サプライチェーン上のリスクの顕在化に対処して、補助事業を継続し、サプライチェーンを維持するための取組を行っているか

エ. 国内サプライチェーンの分散

補助事業の立地先選定が日本国内におけるサプライチェーンの分散化に資するものであると認められるか

オ. サプライチェーン全体の共存共栄

サプライチェーン全体の付加価値向上等を図るため、「パートナーシップ構築宣言」を行っているか

カ. 従業員の賃金引上げ計画の表明

1. 5%以上の賃上げに取り組む予定があるか

(注1) 基本的事項については必須項目のため、様式中(必須)と記載されている項目は全て記載してください。

(注2) ※1の補助事業者としての適格性を説明するために、財務状況の確認に関する補足書類(様式第2-4. 補助事業者の概要を参照)をご提出いただくことを推奨します。採択の審査においては、経営基盤の健全性を重視しています。

(注3) 事業内容等に関する審査項目は、記載内容を審査し加点を行うための項目です。

(注4) 「サプライチェーン全体の共存共栄」及び「従業員の賃金引上げ計画の表明」については、任意の項目です。実施しない場合も申請することが可能です。

(注5) 「サプライチェーン全体の共存共栄」の申請には、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの登録及び掲載が必要です。登録申請から掲載までには一定の期間が必要となる場合がございますのでご注意ください。詳細は、以下の「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」をご確認ください。

<https://www.biz-partnership.jp/>

(注6) 「従業員の賃金引上げ計画の表明」の申請において、賃上げの表明を行う予定があると選択した場合、交付決定までに従業員に対する賃上げ表明の実施を行うことが必要です。賃上げ表明がなされなかった場合には、原則として交付決定を行いません(ただし、天災など事業者が責めを負わない場合などの正当な理由がある場合は除きます)。また、表明した賃上げ計画の実施状況については、報告を求めます。

(注7) 「サプライチェーン全体の共存共栄」及び「従業員の賃金引上げ計画の表明」について、複数事業者による共同申請の場合は、共同申請者全者が実施することが必要です(ただし、リース会社は除きます)。

(2) 採否の通知等

審査結果(採択又は不採択)の決定後、事務局から速やかに jGrants にて通知します。また、補助要件を満たさない申請は、採択結果の最終公表を待たずに不採択の通知を行う場合があります。

採択者は、補助金の交付などの執行に係る必要な手続きについても、jGrants で行っていただきます。

(3) 公募のスケジュール

令和4年3月 1日(火)

公募開始

令和4年5月 6日(金) 正午	公募締切
令和4年5月 9日(月) ~	採択審査
令和4年6月中下旬以降※	採択先公表
令和5年3月31日(金)	交付申請期限

※ 採択先決定日については、応募申請件数次第で前後する可能性があり、必ずしも6月中下旬に公表するわけではありません。

(注) 原則として交付決定後、事業開始(契約・発注)が可能となります(発注先への内示も発注行為とみなします)。

(4) その他

本制度では、提出書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の詳細内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わせ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

また、公募の結果として、採択事業者名、事業実施場所、大企業／中小企業等の別、事業内容(補助事業により生産等を行う製品・部素材名)等について公表します。さらに補助対象事業終了後、補助金交付額についても、原則公表する予定です。

9. 事前着手の承認のための申請・承認の結果通知について

本来は、補助金交付決定通知後でないと、補助対象となる経費の発注(発注先への内示も発注行為とみなします)、支出等ではできません。審査の結果、採択が決定されると、事務局から採択者に対し、「採択通知書」が発出され、その後、補助金の交付申請に基づき補助金の交付(支払い)対象としての事業の実施を正式に認める「補助金交付決定通知書」が発出されます。補助金の対象となる経費の発注・契約・支出行為は、補助金交付決定通知後から可能となるのが原則ルールです。ただし、本補助事業の必要性・緊急性に鑑み、以下の(1)、(2)に基づき事前着手承認申請を行って承認を得た場合の事前着手承認通知に記載の「事前着手開始日として認める日」(※)以降に発生した経費等についても補助対象経費として認める場合があります。なお、この場合でも補助金のルールに従った発注等の手続き(入札・相見積など)が行われていないと補助対象経費となりませんのでご注意ください。詳しくは、別紙「補助金ルールの基礎説明について」(P.20)を確認してください。

※令和4年1月28日以降の日付となります。令和4年1月28日より前に実施した発注・契約・支出等に係る経費は補助対象となりませんので、ご注意ください。

なお、事前着手の申請や承認は、補助金の採択や交付決定を約束するものではありません。

(1) 受付期間

令和4年3月1日(火)～令和4年5月6日(金)正午まで

※上記期間に jGrants で申請を実施・完了してください。

(2) 応募方法・提出先

応募される方は、応募申請書類とともに、事前着手の承認のための申請書類(注)を別添様式(P.60～61)により作成の上、上記期間に補助金申請システム「jGrants」にて、当該資料を提出してください。(jGrants の利用方法等については、P.12をご参照ください。)

(注) 事前着手の承認のための申請書類は、以下のとおり。

- ① 事前着手の申請様式 (P. 60～61)
- ② 補助対象事業の設備投資、工事等の計画

この承認のための申請書と、本補助金の申請書類を合わせて提出していただきます。申請書提出後の修正・追加提出等は認められませんので、ご注意ください。また、事前着手の申請は、応募申請時のみの手続きであって、応募受付期間外での申請はできません。

提出先は、以下に記載の jGrants のホームページです。

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 (3次公募)
URL : <https://www.jgrants-portal.go.jp/subsidy/a0W2x000005jiFIEAI>

(注1) 受付期間以降の提出 (修正、差替、追加を含む。) は受け付けられません。

(注2) 郵送、持参、FAX及び電子メール等による提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

(注3) 「事前着手のための承認申請書」は、応募申請書類と合わせて提出してください。

(3) 事前相談、問い合わせ先

事前着手の承認のための申請を行う方は、事前着手に関する留意事項がありますので、事前に必ず事務局に相談ください。締切期限の直前は混み合うことが予想されるため、お早めにご相談ください。

(4) 事務局のウェブサイト

本公募に関する情報は、事務局の下記ウェブサイトにも掲載しておりますが、事前着手の申請様式等は、jGrants からダウンロードしてください。

URL : <https://www.mizuho-ir.co.jp/topics/supplychain/index.html>

(5) 提出書類について

① 提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。

② 応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、補助対象経費が30億円を超える申請は別途ヒアリング等を行うことを予定しています。

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

③ 「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしません。

(6) 事前着手の承認の可否の通知等

事前着手は、経済産業大臣が承認することが前提となります。事前着手の承認の可否の決定後、事務局から結果を速やかに通知します。

事前着手の承認が得られた場合でも、本補助金の交付を受けるための採択審査の結果、採択されなかった場合は、本補助金の交付を受けることはできませんので、ご注意ください。また、事前着手承認通知に記載の「事前着手の開始日として認める日」以前に実施した発注 (発注先への内示も発注行為とみなします)、購入、契約等に係る経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

事前着手の承認が得られなかった場合、交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものの経費は補助対象外となりますので、ご注意ください。

令和4年3月

(主に事前着手承認申請を検討される方向け) 補助金ルールの基礎説明について

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局

- 補助事業は、**応募**→**採択**→**交付決定**→**事業開始(発注)**→**事業完了(支払)**→**確定検査**→**補助金額確定**→**補助金交付**という流れが一般的であり、補助対象となる経費の計上は、交付決定日以降に発生(発注)したもので、事業期間中に終了(支払)したものを対象とすることが原則です。
- ただし本補助事業では、必要性・緊急性に鑑み、事前着手の承認のための申請が経済産業大臣の承認を得られれば、令和4年1月28日以降(事前着手承認通知に記載の「事前着手開始日として認める日」以降に限る)に発生(発注)した経費についても補助対象経費として認められる場合もあります。
- 事前着手が認められ、かつ採択された補助事業は、例えば、**応募・事前着手申請**→**事前着手承認**→**事業開始(発注)**→**採択**→**交付決定**→**事業完了(支払)**→**確定検査**→**補助金額確定**→**補助金交付**という流れとなり、交付決定前に発生(発注)した経費も補助対象経費として認められる場合があります。
- 本補助事業で取得する建物等の財産に対する**抵当権の設定等の財産処分**については、**事前着手承認の有無にかかわらず、交付決定日以降でない**と認められませんので十分ご注意ください。
- 一方、補助金の経理処理は、通常の商取引や商慣習とは異なり、補助金のルールに従った手続きが求められます。事務局による確定検査を踏まえた補助金額の確定は、事前着手の承認を受けた事業者に対しても、補助金のルールに従って実施いたします。
- 事前着手承認申請を検討している事業者におかれましては、補助対象となる経費の計上や、経理書類の保管等について、以下のポイントを十分にご認識ください。
- なお、本補助事業の確定検査は、「経済産業省補助事業事務処理マニュアル」に準じて実施しますので、次の URL も参照いただき、不明点は必ず事務局へ問い合わせてください。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_hojo_manual.pdf

<補助金ルールの主なポイント>

- 同じ条件(仕様)に基づき、相見積等を行い、**価格競争により、発注先を選定**
(3者見積を取得できないことについての合理的な理由なく、価格競争を実施しない発注を行った場合、原則として補助対象外となります。)

経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。相見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を整備してください。

(出典)経済産業省補助事業事務処理マニュアル P33 委託・外注費に関する経理処理

- 仕様書、見積書・相見積書、契約書、納品書、検収書、請求書等、**一連の経理書類は、時系列で保管**
(確定検査時の証憑とする)

原則として、(仕様→見積→契約・発注→完了報告・納品→検収→支払)の手順によって処理を行ってください。また、設計図面や仕様書及び納品物等により、適正な取引が行われていることを明らかにする必要があります。

(出典)経済産業省補助事業事務処理マニュアル P33 委託・外注費に関する経理処理

以上

応募申請様式

「必須」項目に記載がない場合は、審査の対象外として不採択となりますので、ご注意ください。なお、第三者委員会では「加点」項目も含めて総合的に審査を実施します。

※ 応募申請書様式第1、第2及び第3は、補助金申請システム「jGrants」からダウンロードした「エクセルファイル」で作成していただき、申請する金額・人数等の数値や文言に書類内での不整合がないか確認した上で、ご提出ください。

◎：必須項目 ○：加点項目 △：選択により必須項目

	補助対象事業	A	B	中小企業 特例
様式				
様式第1	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の応募について	◎	◎	◎
様式第2	補助事業概要説明書	◎	◎	◎
別添1	補助事業の実現性	◎	◎	◎
別添2	設備機械装置の先端性	◎		
別添3	海外生産割合	◎		◎
別添4	生産の一国集中度	◎		◎
別添5	中小企業特例要件			◎
別添6	サプライチェーン途絶リスクの重大性	○		○
別添7	生産拠点の集中度低減効果（費用対効果）／増産効果	○	○	○
別添8	レジリエンス	○	○	○
別添9	国内サプライチェーンの分散	○	○	○
別添10	投資誘発効果	○	○	
別添11	サプライチェーン全体の共存共栄	○	○	○
別添12	従業員の賃金引き上げ計画の表明	○	○	○
別添13	関連する半導体補助金への非該当性	△		
別添14	関連する蓄電池補助金への非該当性	△		
様式無し	補助事業の実施計画に掲げる添付資料	◎	◎	◎
様式無し	様式第2の補足資料	○	○	○
様式第3	暴力団排除に関する誓約事項	◎	◎	◎
別添	役員等一覧	◎	◎	◎

(様式第1)(補助対象事業A・B・中小企業特例事業)(必須)

令和 年 月 日

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 法人の名称

代表者の役職・氏名

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の応募について

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業について、当該補助事業に係る投資計画は令和4年1月28日より前に対外発表した事業でないこと、不支給要件に該当しないこと、本公募に複数応募していないことを確認の上、下記のとおり応募します。

また、応募申請書の補足書類として、適正な「決算報告書」または「事業内容の概要を記載した書類」を提出します。

記

1. 補助事業の名称

2-1. 補助事業で生産等する製品・部素材の一般的名称

- 2-2. 公募要領表1または表3の該当性(補助対象事業A・中小企業特例事業のみ)
2-1. で記載した製品・部素材が公募要領表1または表3に掲げる製品のうち該当するものを選択すること。(複数に該当する場合、主たるもの1つのみを選択すること。)

(注) 補助対象事業Aの場合のみ、半導体関連のメモリ、パワー半導体/パワーデバイス、ロジック半導体又はセンサーを選択した場合は別添13を、電動車関連の車載用電池又は定置用蓄電池を選択した場合は別添14を提出すること。

2-3. 補助事業の目的及び内容

3. 補助対象要件

いずれかに○をつける

- A 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点整備事業
- B 感染症の拡大等に伴い需給がひっ迫するおそれのある製品であって、感染症への対応や医療提供体制の確保等国民が健康な生活を営む上で重要な物資の生産拠点の整備事業

中小企業特例事業 生産拠点の集中度が高く、サプライチェーンの途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材の生産等に必要となる部品等を安定的に供給するために中小企業が行う生産拠点整備に係る事業

4. 補助事業の開始及び完了予定日

(開始予定日) 令和●年●月●日

(完了予定日) 令和●年●月●日

5. 補助事業に要する経費 円

6. 補助対象経費 円

7. 補助金交付申請額 円

8. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

経費の区分 経費の内訳	補助事業に 要する経費 ^(注1)	補助対象経費 ^(注2)	補助金交付申請額 ^(注3)
建物取得費	円	円	
設備費	円	円	
システム購入費	円	円	
その他	円		
合計	円	円	円

* 補助金交付申請額の算定

	補助対象経費 ^(注2)	補助率 ^(注4,5)	補助金交付申請額 ^(注3)
30億円以下	円	/	円
30億円超 100億円以下	円	/	円
100億円超	円	/	円
合計	円		円

(注1) 当該事業を遂行するために必要な経費で、補助対象外となる経費も含む額を意味します。

(注2) 公募要領の「3. 補助対象経費からの消費税額の除外について」のとおり補助対象経費は、

原則、消費税等を除外して計上してください。

(注3)「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額(1円未満は切捨て)をいいます。

(注4) 補助対象事業及び大企業・中小企業等の別から設定される補助率が適用されます。

(注5) 補助率については、審査の結果、希望する補助率を下回る可能性がありますのでご了承ください。

(様式第2)(必須)(共同申請の場合には、申請者ごとに記入)

住 所

氏 名 法人の名称

代表者の役職・氏名

補助事業概要説明書

1. 補助事業の実施計画 *様式第1の詳細を記載のこと

(1) 補助事業の目的及び内容

(イ) 目的及び内容

(ロ) 実施事業の概要(主たる事業実施場所)

施設の名称			
施設の所在地(住所)	県	市	町●番●号
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
主要製品名等※			
業種分類(中分類)※	中分類番号		業
業種分類(小分類)※	小分類番号		業

※補助事業で生産する製品・部素材名及びその業種分類を記載すること。

(ロ') 主たる事業実施場所以外の事業実施場所

施設の名称			
施設の所在地(住所)	県	市	町●番●号
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
主要製品名等			

施設の名称			
施設の所在地(住所)	県	市	町●番●号
敷地面積	m ²	建築面積	m ²
主要製品名等			

(ハ) 事業実施部分の土地・建物の所有関係

	補助事業実施前	補助事業実施後
施設の名称		
土地の所有者		
建物の所有者		

	補助事業実施前	補助事業実施後
施設の名称		
土地の所有者		
建物の所有者		

	補助事業実施前	補助事業実施後
施設の名称		
土地の所有者		
建物の所有者		

* 他者所有の場合には、使用契約期限を付記すること

(2) 補助事業の実施期間

- (イ) 事業着手（予定） 年 月 日
 (ロ) 建物工事着工（予定） 年 月 日
 (ハ) 設備設置開始（予定） 年 月 日
 (ニ) 操業開始（予定） 年 月 日

(3) 添付書類

(イ) 上記(1)、(2)の根拠となる資料

・別添1（補助事業の実現性）

以下を基本として図面等を別添14以降に分かりやすく添付すること。

（公募要領P.51～56の＜提出書類等チェックシート＞を必ず確認すること）

（付近見取図・現地説明図）

－ 補助事業の実施場所の付近見取図

（配置図・設計図）

－ 工場等の配置図

－ 工場等の設計図

－ 設備の配置図

（その他）

－ 別添1に記載した金額の算出根拠資料（見積等）

－ 上記を補足説明できる資料

(ロ) その他説明資料（別添2～14）

2. 補助事業の収支予算（共同申請の場合は事業者ごとの予算記入）

(1) 収入

(単位：円)

項 目	金 額
自 己 資 金	
起 債 又 は 借 入 金 (注 1)	
そ の 他	
サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金	
上 記 以 外 の 補 助 金 (注 2)	
合 計	

(注1) 当該起債又は借入に関する資金計画（資金調達先、返済計画等）について分かる資料（親会社や出資企業等がある場合はその会社の財務資料など）を添付すること。また、補助事業で取得した財産に抵当権（但し交付決定後に限る。また根抵当は認められない。）を設定する予定の場合は、以下にその旨を記載すること。

【上記の補足説明】

--

(注2) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金以外を検討している場合には、以下に助成者、制度名、助成内容等を記載すること。

【上記の補足説明】

--

【資金計画に関する詳細説明】（補助事業の実現に必要な資金計画の熟度を評価しますので、該当する項目に○を付け、詳細にご説明ください。また、参考となる資料として、補足書類「金融機関の同意または内諾を示す資料」や「起債又は借入れに関する資金計画」について添付のこと。ただし、資金計画は上限補助率の場合を前提とすること。

選択肢（複数回答可）	左記の詳細説明（相談先の固有名詞や種別（ <u>商工会、商工会議所、金融機関、税理士、民間コンサルティング会社等</u> ）を記載してください。枠は適宜広げてください。）
資金調達先の検討までは至っていない	
具体的な資金調達先の検討済	検討先の名称、担当部署、担当者名（ ） 説明
金融機関・税理士・認定経営革新等支援機関（注3）等の専門家へ相談済	相談先の名称、担当部署、担当者名（ ） 説明
金融機関から起債又は借入金の内諾済	内諾先の名称、担当部署、担当者名（ ） 説明

補助金以外は全額自己 資金で対応予定	
-----------------------	--

(注3) 認定経営革新等支援機関認定制度の概要

本認定制度は、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、認定経営革新等支援機関として認定することにより、**中小企業**に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備するものです。詳細は以下の HP 等をご覧ください。

関連 HP <https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/>

(2) 支出

(単位：円)

	補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費の負担区分	
			補助事業者の負担額	補助金交付申請額
建 物 取 得 費				
設 備 費				
システム購入費				
そ の 他				
合 計				

3. 実施体制図

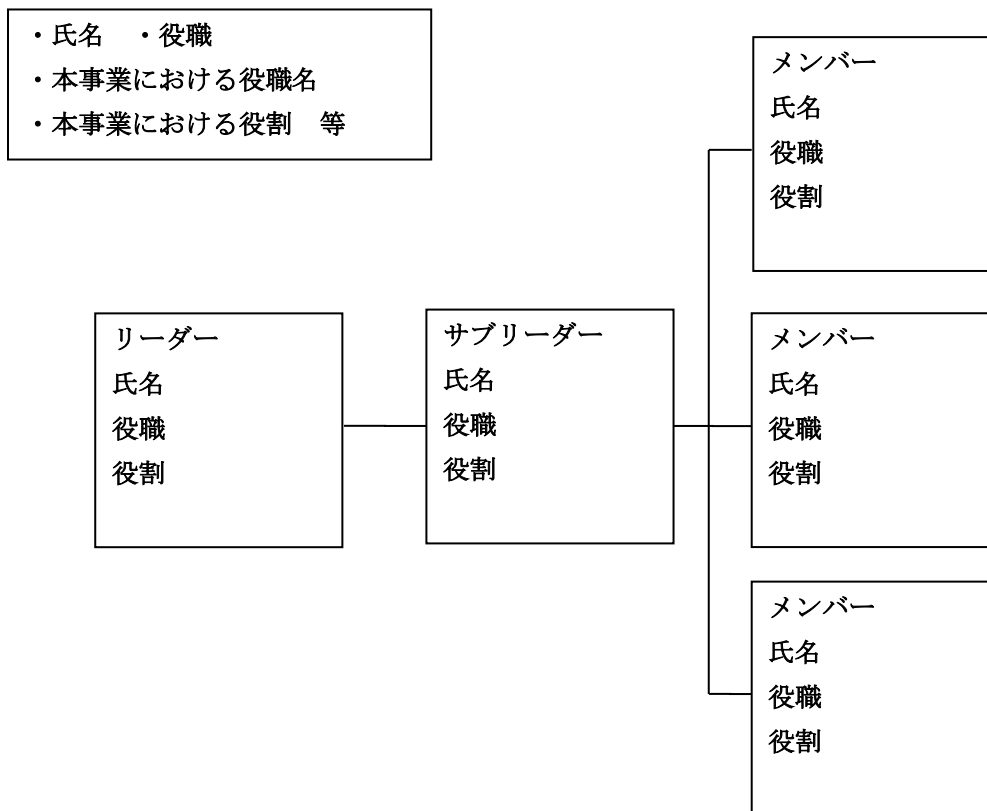
(記述内容)

本事業を円滑に遂行するための実施体制が十分かどうかについてご説明ください。

- ・実施体制図には、担当者の氏名・役職・役割分担等を記載する。
- ・操業以降の実施体制ではなく、本補助事業の実施体制を記載すること。
- ・役割には、例えば“全体管理”“建物関係”“設備関係”などを明記すること
- ・共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載のこと
また、「共同事業の構造、各事業者の役割」を体制図内か本様式内に1頁で説明すること

・業務実施体制

※以下の項目を含めて実施体制図を示して具体的に記述する。



4. 補助事業者の概要

会社概要

※各項目について直近決算年度末の数値を申請企業の単体ベースで記入すること。

※共同申請の場合には、以下の表をコピーし、共同申請する全ての事業者ごとに記載のこと。

また、共同申請者は、補助金申請システム「jGrants」での応募の際に、当該事業者の履歴事項全部証明書を添付すること。

※応募者の概要がわかるもの（パンフレット等）、決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）（申請企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出）（直近3年分）、法人税申告書の別表四（直近3年分）及びリース契約書（案）、リース料金計算書（案）（リースの場合）も添付すること。

※経営基盤の健全性の説明に関する補足書類として、次のAからDのいずれかの提出を推奨する。

A 公認会計士の監査報告書

B 日本税理士会連合会「『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェックリスト」ないし、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」

C 税理士法 33 条の 2 に規定する添付書面

D 会社法の規定に基づく会計参与報告書

事前着手申請の有無	○or ×				
共同申請の有無	○or ×				
社名	(法人番号(13桁)(※1))				
社名 (英語表記)					
代表者 役職・氏名					
担当者 役職・氏名					
連絡先	Tel: _____ Fax: _____				
	E-mail: _____				
	事務所所在地: 〒 _____				
本社所在地	〒 _____				
設立年月日	西暦 年 月 日	決算月	月	中小企業等	○or ×
資本金	千円	従業員数	人		
事業内容					
経営の状況	西暦●年度の 決算額		西暦●年度の 決算額		西暦●年度 決算額 (最新)
売上高	千円		千円		千円
営業利益	千円		千円		千円
経常利益	千円		千円		千円
当期純利益	千円		千円		千円
課税所得金額※2	千円		千円		千円

純資産			千円
主な出資者 (出資比率)	〇〇〇(株) (60%)	【×】(大企業、みなし大企業の場合は×)	
	(株)▽□〇 (30%)	【〇】(中小企業等、個人の場合は〇)	
	□□ 太郎 (5%)	【〇】(中小企業等、個人の場合は〇)	
	(株)□〇〇 (100%) ※3	【×】(資本金又は出資金：10億円)	
B C P 作成の 有無	〇 or ×		

※1 法人番号は国税庁のホームページにて検索可能 (<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>)

※2 課税所得金額は、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得金額を法人税申告書の別表四「所得金額または欠損金額」より記載すること。

※3 主な出資者において、出資比率が100%の出資者については、右欄の〇/×に続けて、当該出資者自身の資本金又は出資金の額を記載すること。当該出資者に対する主な出資者の出資比率も100%の場合、同様に追記すること。

【企業規模の確認に関する宣誓】

(1) 当法人は、下表の業種ごとの資本金基準又は従業員基準のいずれかを満足している。

[はい ・ いいえ]

業種分類	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業その他	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(2) 当法人は、「課税所得」、「発行済株式の総数又は出資金額」及び「役員」等の状況について、以下の項目のいずれにも該当していない。

[はい ・ いいえ]

- ・ 確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超えている法人
- ・ 発行済株式の総数を同一の資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一の中小企業以外の企業(以下「大企業」という。)(特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。)の所有に属している法人(以下「みなし大企業」という。)
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が、同一のみなし大企業(特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。)の所有に属している法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が、複数の大企業(みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。)の所有に属している法人
- ・ 役員数の2分の1以上を大企業(みなし大企業を含む。特定ベンチャーキャピタル、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合を除く。)の役員又は職員が兼ねている法人

(別添1) (補助対象事業A・B・中小企業特例事業)

補助事業の実現性 (必須)

1. 投資計画 (共同申請の場合は申請者ごとに記入。ただし費用負担のない共同申請者は、表を省略することができる。以下同じ。)

(共同申請の場合) 事業者名 _____

(1) 年次計画

(単位: 千円)

	令和 年	令和 年	令和 年	令和 年	計
	(1年次)	(2年次)	(3年次)	(4年次)	
【補助対象分】					
建物取得費					
設備費					
システム購入費					
小計					
【補助対象外分】					
建物取得費					
設備費					
システム購入費					
その他					
小計					
合計					

(2) 投資内訳

投資内容	単価 (円)	数量 (単位)	金額 (円)	備考 (内訳金額の算出根拠資料を添付している場合は資料番号及び本表記載金額が説明されている頁数を明記)
【補助対象分】				
建物取得費				
例) 第一工場 (建物番号A)				見積① (pXX)
例) 事務所棟 (建物番号B)				見積② (pXX)
小計				
設備費				積算根拠③ (pXX)
例) ○○工作機 (設備番号C)				
小計				
システム購入費				

				見積④ (pXX)
小計				
合計 (a)				
【補助対象外分】				
建物取得費				
小計				
設備費				
小計				
システム購入費				
小計				
その他				
小計				
合計 (b)				
総計 (a + b)				

※記載例のとおり費目毎に書くこと

※適宜、行は追加すること

2. 類似事業の実績又は現況及び今回事業への応用可能性

* 必要に応じて、事業の実現性を補足する資料（事業計画の基礎となる根拠資料や、新規設立会社である場合は前身となる会社等がある場合はその会社等や出資企業との関係・提携内容及び類似事業実績等）を添付すること。

* 記載例：申請者××は、〇〇市において、本事業と同じく△△事業を展開中。申請書〇頁記載の体制図の通り、今回事業にノウハウを有する企業・人材が参画する（添付資料〇〇参照）。

(別添2)(補助対象事業A)

設備機械装置の先端性(必須)

1. 本事業で取得を希望する設備機械装置の先端性について

※本事業で取得を希望する設備機械装置ごとに全て記載。

※下記表だけで、先端性を説明出来ない場合は、追加頁にて補足記載も可能。

※別添1(2)投資内訳の補助対象分として計上した設備費は、①又は⑤に全て記載すること。

	①設備機械装置の 名称	②設備機械装 置は特注品又 はカタログ掲 載品のどちら とする予定か (特注・カタロ グ、いずれかを 記載)	③設備機械装 置の先端性の 説明	④設備機械装 置の必要性	⑤対象とな る設備機械 装置の附帯 設備の名称 (左記の設 備機械装置 と一体不可 分な設備)	⑥附帯設 備の内容
1						
2						
3						
4						
5						
6						

(別添3) (補助対象事業A・中小企業特例事業)

海外生産割合 (必須)

1. 生産する製品・部素材

(1-1) 補助事業で生産する製品・部素材名 (様式第1 2-1より転記)

(1-2) 公募要領表1または表3の該当性 (様式第1 2-2より転記)

(2) 中小企業特例事業における生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材名<※中小企業特例事業の場合のみ記載>

※補助事業で生産する部品等がサプライチェーンの一部を構成する、生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材名 (公募要領表3に該当するもの) を記載すること。

2. 海外生産割合について

「生産拠点の集中度」要件の対象となる製品・部素材 (※) の海外生産割合が国内全体で50%以上となっていることについて、以下の(1)～(3)に従って説明してください。

(1)～(3)はすべて記載することとし、記載漏れがあった場合や記載された数字の根拠等が不明な場合は審査の対象外とすることがあります。

※補助対象事業Aにおいては1.(1)、中小企業特例事業においては1.(2)でそれぞれ記載した製品・部素材のこと。

(1) 当該製品・部素材の海外生産割合 (端数が生ずる場合、小数点第三位を四捨五入すること)

_____ % ≥ 50%

(2) 上記(1)の海外生産割合の導出過程 (必ず計算式により、定量的に記述すること)

(注1) 数字の単位 (金額、数量、重量等) を明記すること。

(注2) 導出された海外生産割合の時点を明記すること。

(注3) 計算過程で用いた数字の出典を明記すること。また出典の文献等をエビデンスとして添付すること。

(3) 当該製品・部素材の海外生産割合が国内全体で50%以上であることの説明(上記(2)において説明が及ばなかった定性的な内容や前提条件等について記述すること)

--

(注1) 有識者等第三者による客観的な証明等がある場合は添付すること。

(注2) 関連資料がある場合は、公表資料や社内検討資料等を添付すること。

(別添4)(補助対象事業A・中小企業特例事業)

生産の一国集中度(必須)

1. 生産する製品・部素材

(1-1) 補助事業で生産する製品・部素材名(様式第1-2-1より転記)

(1-2) 公募要領表1または表3の該当性(様式第1-2-2より転記)

(2) 中小企業特例事業における生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材名<※中小企業特例事業の場合のみ記載>(別添3-1.(2)より転記)

2. 生産の一国集中度について

「生産拠点の集中度」要件の対象となる製品・部素材(※)の生産の一国集中度が国内全体で50%以上となっていることについて、以下の(1)~(3)に従って説明してください。

(1)~(3)はすべて記載することとし、記載漏れがあった場合や記載された数字の根拠等が不明な場合は審査の対象外とすることがあります。

※補助対象事業Aにおいては1.(1)、中小企業特例事業においては1.(2)でそれぞれ記載した製品・部素材のこと。

(1) 当該製品・部素材の生産の一国集中度(集中度最大の国について記載、また、端数が生ずる場合、小数点第三位を四捨五入すること)

国名: _____
_____ % ≥ 50%

(2) 上記(1)の生産の一国集中度の導出過程(必ず計算式により、定量的に記述すること)

(注1) 数字の単位(金額、数量、重量等)を明記すること。

(注2) 導出された生産の一国集中度の時点を明記すること。

(注3) 計算過程で用いた数字の出典を明記すること。また出典の文献等をエビデンスとして添付すること。

(3) 当該製品・部素材の生産の一国集中度が国内全体で50%以上であることの説明(上記(2)において説明が及ばなかった定性的な内容や前提条件等について記述すること)

--

(注1) 有識者等第三者による客観的な証明等がある場合は添付すること。

(注2) 関連資料がある場合は、公表資料や社内検討資料等を添付すること。

中小企業特例要件 (必須)

1. 補助対象要件Aのうちア及びイ (ただし、「表1」は「表3」と読み替えるものとする。) を満たす製品・部素材 (以下、「対象製品」という。) のサプライチェーンに関連し、当該対象製品の生産等を行う事業者との取引関係

* 本事業により生産する部品等の取引先 (対象製品の生産事業者を含む。) の名称と取引量 (計画) を記載すること。

* また、それらの取引関係を証明するための証憑を添付すること。(取引先からの発注依頼書、取引先への納品書 等)

取引関係を証明するための証憑の添付

あり・なし

2. 本事業により生産する部品等の必要性

* 本事業により生産する部品等が、対象製品の生産等を行う事業者にとって必要不可欠な (= 代替が効かない) ものであること (ただし、市場から直ちに入手可能な汎用品は除く。) について記載すること。

* また、それらの記載内容を証明するための証憑を添付すること。(取引先や第三者による証明書類 等)

対象製品の生産等に必要不可欠であることの証憑の添付

あり・なし

3. 本事業により生産する部品等の供給が対象製品の生産計画に与える影響

* 本事業により生産する部品等の供給が滞ることにより、対象製品の生産等を行う事業者にとって、対象製品の生産計画に支障を来すおそれがあることについて記載すること。

* また、それらの記載内容を証明するための証憑を添付すること。(取引先による証明書類 等)

対象製品の生産計画に与える影響についての証憑の添付

あり・なし

(別添6)(補助対象事業A・中小企業特例事業)

サプライチェーン途絶リスクの重大性(加点)

1. 生産する製品・部素材

(1-1) 補助事業で生産する製品・部素材名(様式第1 2-1より転記)

(1-2) 公募要領表1または表3の該当性(様式第1 2-2より転記)

(2) 中小企業特例事業における生産拠点の集中度が高く、サプライチェーン途絶によるリスクが大きい重要な製品・部素材名<※中小企業特例事業の場合のみ記載>(別添3 1.(2)より転記)

(3) 生産する製品・部素材の詳細説明

補助事業で生産する製品・部素材について、市場に提供される最終製品と補助事業との関係を踏まえながら詳細に説明してください。

2. 本事業により生産する部品等の対象製品への寄与度<※中小企業特例事業の場合のみ記載>

*本事業により生産する部品等が、補助対象要件Aのうちア及びイ(ただし、「表1」は「表3」と読み替えるものとする。)を満たす対象製品の生産等にどの程度寄与するかについて記載すること。(対象製品の主要構成部品であること、当該部品等が対象製品に占める構成割合(部品点数の割合)、当該部品等の他事業者からの調達が困難なこと 等)

*また、それらの寄与度を証明するための証憑を添付すること。(対象製品の部品構成表、対象製品を生産している取引先や第三者による証明書類 等)

寄与度を証明するための証憑の添付

あり・なし

(別添7) (補助対象事業A・B・中小企業特例事業)

生産拠点の集中度低減効果(費用対効果) / 増産効果(加点)

1. 補助事業で生産する製品・部素材名(様式第1-2-1より転記)

2. 補助事業での増産効果

	補助事業完了年度 令和 年度	最大生産時 令和 年度
生産量		
生産額(百万円)		

※補助事業による生産量及び生産額を年間換算の上で記載すること。

※生産量については、単位も記載すること。

*上記の生産計画を踏まえ、本事業で生産等を行う製品・部素材等の増産効果(増産量やコストパフォーマンス、B事業においては需給の状況を踏まえた投資計画であること等)に関する補足説明を以下に記載すること。

レジリエンス (加点)

1. 補助対象事業を実施する事業所・施設等におけるBCPの策定

補助対象事業を実施する事業所・施設等におけるBCPの策定 あり・なし

補助対象事業を実施する事業所・施設等におけるBCPの添付 あり・なし

* 添付するBCPに他事業所・施設等に関する記述が含まれる際には、補助対象事業を実施する事業所・施設等に関する箇所のみ添付すること。補助対象事業を実施する事業所・施設等に関するBCPを策定していない場合には、上記2項目は「なし」を選択すること。

2. 整備する施設・装置のレジリエンス

* 補助事業により整備を計画する施設・装置が、災害、パンデミック等の非常時でも補助事業を継続的に実施できるようにするための取組について記載すること。例えば、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、我が国サプライチェーンの脆弱性が顕在化した経験を踏まえ、1. にて添付したBCPの概要の説明や（BCPの策定が未済の場合）今後作成する予定のBCPの内容等を記載すること。

国内サプライチェーンの分散 (加点)

1. 補助事業実施場所における、生産する製品・部素材が属する産業分野の従業員数の特化係数

生産する製品・部素材名 _____
生産する製品・部素材が属する産業分野 (小分類) _____
補助事業実施場所 (都道府県) (注) _____
特化係数 (従業員数) _____

(注) 事業実施場所が複数存在する場合には、主たる事業実施場所の都道府県とする。

* 特化係数とは、その地域における全従業員数に占めるある産業の従業員数比率を、全国における全従業員数に占めるその産業の従業員数比率で割ったものであり、これが1より高ければ、その地域には、その産業の従業員数が全国に比べて多い (= 集積している) ことを表す。具体的には、以下の算出式により計算する。詳細は、jGrants のホームページに掲載している。

地域 A における産業 a の特化係数

$$= \text{地域 A における産業 a の従業員比率} / \text{全国における産業 a の従業員比率}$$

2. どのようなリスクに対応するための分散化又は複線化か

* 想定するリスクを具体的に記載した上で、分散化・複線化の必要性について記載すること。

3. 本補助事業による生産拠点の集中度やサプライチェーン強靱化の効果

* 補助事業により変化するサプライチェーンを具体的に記載した上で本補助事業により見込まれる改善効果について、数値を提示し資料等を用いて具体的に記載すること。

(別添10)(補助対象事業A・B)

投資誘発効果(加点)

1. 本事業における投資誘発効果の記載

* 投資誘発効果については、川上企業・川下企業への影響を中心に記載すること。(例:生産量が増える⇒川上企業からの調達が増える 等)

2. 本事業における地域経済への効果・影響の記載

* 本事業による地域産業への影響を中心に記載すること。

(別添 1 1) (補助対象事業 A・B・中小特例事業) (共同申請の場合には、申請者ごとに記入)

サプライチェーン全体の共存共栄 (加点)

1. 「パートナーシップ構築宣言」の実施

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにおける宣言の公表 あり・なし

* ポータルサイト : <https://www.biz-partnership.jp/>

2. 「パートナーシップ構築宣言」の公表先

* 上記ポータルサイト内の公表先 URL を記載するとともに、公表済みの「宣言」を添付すること。

(別添 1 2) (補助対象事業 A・B・中小特例事業) (共同申請の場合には、申請者ごとに記入)

従業員の賃金引上げ計画の表明 (加点)

1. 賃金引上げ計画の表明

補助事業完了年度又はその翌年度までに「給与等受給者一人あたりの平均受給額」(中小企業等においては「給与総額」)を令和3年度(又は令和3年)比で3%以上(中小企業等においては「1.5%以上」)増加させることを、交付決定までに従業員又は従業員代表者に対して表明したか、又はする予定があるか。

ただし、令和4年1月以降、上記水準を満たすこととなる賃上げを実施した事業者については、賃上げ表明済みと扱う。

表明済み ・ 予定あり ・ 予定なし

(注)「予定なし」を選択した場合、加点の対象とはならない。

2. 補助事業完了予定日：令和●年●月●日(様式第1 4より転記)

3. 表明できなかった場合の対応

交付決定までに正当な理由(※)なく賃金引上げ計画を表明できなかった場合には、採択の辞退を求めることがあるが、求めに応じ辞退することに同意するか。

同意する ・ 同意しない

(※)天災など事業者が責めを負わない事由がある場合。

(注)「同意しない」を選択した場合、加点の対象とはならない。

(別添 1 3) (補助対象事業 A)

関連する半導体補助金への非該当性 (選択により必須)

1. 生産する製品・部素材

(1-1) 補助事業で生産する製品・部素材名 (様式第 1 2-1 より転記)

(1-2) 公募要領表 1 の該当性 (様式第 1 2-2 より転記)

2. 関連する半導体補助金 (※) への応募可否

※ 関連する半導体補助金とは、令和 3 年度補正予算「先端半導体生産基盤整備基金による事業」及び「サプライチェーン上不可欠性の高い半導体の生産設備の脱炭素化・刷新事業費補助金」のことをいう。

本補助事業は、関連する半導体補助金の対象となる事業ではない。 はい・いいえ

(注) 「いいえ」を選択した場合、補助対象要件を満たさず、審査の対象とはならない。

3. 補助事業が関連する半導体補助金の対象とならないことの説明 (関連する半導体補助金の申請要件を満たさないこと等を記述すること)

--

(注 1) 記載内容が確認できるエビデンスを添付すること。

(別添14)(補助対象事業A)

関連する蓄電池補助金への非該当性(選択により必須)

1. 生産する製品・部素材

(1-1) 補助事業で生産する製品・部素材名(様式第1-2-1より転記)

(1-2) 公募要領表1の該当性(様式第1-2-2より転記)

2. 関連する蓄電池補助金(※)への応募可否

※ 関連する蓄電池補助金とは、令和3年度補正予算「蓄電池の国内生産基盤確保のための先端生産技術導入・開発促進事業費補助金」のことをいう。

本補助事業は、関連する蓄電池補助金の対象となる事業ではない。 はい・いいえ

(注)「いいえ」を選択した場合、補助対象要件を満たさず、審査の対象とはならない。

3. 補助事業が関連する蓄電池補助金の対象とならないことの説明(関連する蓄電池補助金の申請要件を満たさないこと等を記述すること)

--

(注1) 記載内容が確認できるエビデンスを添付すること。

(様式第3) (必須)

令和 年 月 日

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 法人の名称

及び代表者の役職・氏名

(共同申請の場合は、上記項目を申請者ごとに記載)

暴力団排除に関する誓約事項

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業の応募に当たって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- イ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者及び暴力団の構成員等の統制の下にあるもの（以下「暴力団員等」という。）のある事業所
- ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
- ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
- ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
- ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
- ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している事業所
- ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している事業所
- チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用するなどしている事業所

<提出書類等チェックシート> (補助対象事業A)

申請者名: _____

※提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうか等についてチェックを入れ、確認してください。

	提出書類	確認欄 (○ or ■記入)	
		提出 確認	非該当
① 申請書	様式第1 [必須]	<input type="checkbox"/>	
	様式第2 [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添1 (補助事業の実現性) [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添2 (設備機械装置の先端性) [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添3 (海外生産割合) [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添4 (生産の一国集中度) [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添6 (サプライチェーン途絶リスクの重大性) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添7 (生産拠点の集中度低減効果 (費用対効果) / 増産効果) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添8 (レジリエンス) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添9 (国内サプライチェーンの分散) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添10 (投資誘発効果) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添11 (サプライチェーン全体の共存共栄) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添12 (従業員の賃金引上げ計画の表明) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添13 (関連する半導体補助金への非該当性) [選択により必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添14 (関連する蓄電池補助金への非該当性) [選択により必須]	<input type="checkbox"/>	
	様式第3 [必須]	<input type="checkbox"/>	
別添 (役員等一覧) [必須]	<input type="checkbox"/>		
② 補助事業の実施計画	【様式第2 1 (3) (イ) 添付書類】 (付近見取図・現地説明図) [必須] - 補助事業の実施場所の付近見取図	<input type="checkbox"/>	
	【様式第2 1 (3) (イ) 添付書類】 (配置図・設計図) [必須] - 工場等の配置図 - 工場等の設計図 - 設備の配置図	<input type="checkbox"/>	
	【様式第2 1 (3) (イ) 添付書類】 (その他) [必須] - 別添1に記載した金額の算出根拠資料 (見積等) - 上記を補足説明できる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 様式第2の補足資料	金融機関の同意または内諾を示す資料 (該当する場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	起債又は借入に関する資金計画 (起債又は借入がある場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	リース契約書(案)、リース料金計算書(案)等 (リースの場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法人税務申告書別表1「申告書」(事業者印、税務署受領印、税理士印付き(*1)) (3期分写し) 〔電子申請の場合〕 別表1のハードコピー (税理士印付き(*1)) (3期分写し) と税務署が受信した というメールのハードコピー (*1) 税務申告を税理士に委任していない場合は不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法人税務申告書別表4「所得の金額に関する明細書」(3期分写し)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	直近3年度分の決算報告書 (貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書) (申請企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出) ※決算報告書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類 ※設立後3年未満の企業であって、設立前に当該事業を実施していた企業がある 場合は、その企業の決算報告書を提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	※経営基盤の健全性の説明に関する補足書類として、次のAからDのいずれかの提出を推奨 A 公認会計士の監査報告書 B 日本税理士会連合会「『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェックリスト」ないし、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェックリスト」 C 税理士法 33 条の 2 に規定する添付書面 D 会社法の規定に基づく会計参与報告書		
	共同申請者の履歴事項全部証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	定款	<input type="checkbox"/>	
	出資者及び役員の一覧が記載されている書類	<input type="checkbox"/>	
	応募者の概要が分かるもの（パンフレット等）	<input type="checkbox"/>	
着手関係 ④事前	事前着手のための承認申請書 （事前着手を希望する場合）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤提出書類の確認	電子データのファイル種類、ファイル名付与ルール等が、＜提出書類のとりまとめ方法＞の通りになされていることを確認した。	<input type="checkbox"/> 十分確認した	<input type="checkbox"/> 確認未済
	以下の【送付の際の留意点】を再度確認した。	<input type="checkbox"/> 十分確認した	<input type="checkbox"/> 確認未済

※ 提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。

【提出の際の留意点】

- ※ 提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。
- ※ 提出書類の返却はいたしませんので、必ず、原本の控えを保持してください。
- ※ 申請書の作成にあたっては、金額・日付等の数値や名称に申請書内での不整合がないか確認してください。

<提出書類等チェックシート> (補助対象事業B)

申請者名: _____

※提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうか等についてチェックを入れ、確認してください。

	提出書類	確認欄 (○ or ■記入)	
		提出 確認	非該当
① 申請書	様式第1 [必須]	<input type="checkbox"/>	
	様式第2 [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添1 (補助事業の実現性) [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添7 (生産拠点の集中度低減効果 (費用対効果) / 増産効果) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添8 (レジリエンス) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添9 (国内サプライチェーンの分散) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添10 (投資誘発効果) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添11 (サプライチェーン全体の共存共栄) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添12 (従業員の賃金引上げ計画の表明) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	様式第3 [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添 (役員等一覧) [必須]	<input type="checkbox"/>	
② 補助事業の実施計画	【様式第2 1 (3) (イ) 添付書類】(付近見取図・現地説明図) [必須] - 補助事業の実施場所の付近見取図	<input type="checkbox"/>	
	【様式第2 1 (3) (イ) 添付書類】(配置図・設計図) [必須] - 工場等の配置図 - 工場等の設計図 - 設備の配置図	<input type="checkbox"/>	
	【様式第2 1 (3) (イ) 添付書類】(その他) [必須] - 別添1に記載した金額の算出根拠資料 (見積等) - 上記を補足説明できる資料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 様式第2の補足資料	金融機関の同意または内諾を示す資料 (該当する場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	起債又は借入に関する資金計画 (起債又は借入がある場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	リース契約書(案)、リース料金計算書(案)等 (リースの場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法人税務申告書別表1「申告書」(事業者印、税務署受領印、税理士印付き (*1)) (3期分写し) 〔電子申請の場合〕 別表1のハードコピー (税理士印付き (*1)) (3期分写し) と税務署が受信した というメールのハードコピー (*1) 税務申告を税理士に委任していない場合は不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法人税務申告書別表4「所得の金額に関する明細書」(3期分写し)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	直近3年度分の決算報告書 (貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書) (申請企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出) ※決算報告書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類 ※設立後3年未満の企業であって、設立前に当該事業を実施していた企業がある 場合は、その企業の決算報告書を提出 ※経営基盤の健全性の説明に関する補足書類として、次のAからDのいずれかの 提出を推奨 A 公認会計士の監査報告書 B 日本税理士会連合会『『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェ ックリスト』ないし、『『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェ ックリスト』 C 税理士法33条の2に規定する添付書面 D 会社法の規定に基づく会計参与報告書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	共同申請者の履歴事項全部証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	定款	<input type="checkbox"/>	
	出資者及び役員の一覧が記載されている書類	<input type="checkbox"/>	
	応募者の概要が分かるもの（パンフレット等）	<input type="checkbox"/>	
着手関係 ④事前	事前着手のための承認申請書 (事前着手を希望する場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤提出書類の 確認	電子データのファイル種類、ファイル名付与ルール等が、＜提出書類のとりまとめ方法＞の通りになされていることを確認した。	<input type="checkbox"/> 十分確認した	<input type="checkbox"/> 確認未済
	以下の【送付の際の留意点】を再度確認した。	<input type="checkbox"/> 十分確認した	<input type="checkbox"/> 確認未済

※ 提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。

【提出の際の留意点】

- ※ 提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。
- ※ 提出書類の返却はいたしませんので、必ず、原本の控えを保持してください。
- ※ 申請書の作成にあたっては、金額・日付等の数値や名称に申請書内での不整合がないか確認してください。

<提出書類等チェックシート> (中小企業特例事業)

申請者名: _____

※提出漏れがないか、また指定枚数内で記載されているかどうか等についてチェックを入れ、確認してください。

	提出書類	確認欄 (○ or ■記入)	
		提出 確認	非該当
① 申請書	様式第1 [必須]	<input type="checkbox"/>	
	様式第2 [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添1 (補助事業の実現性) [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添3 (海外生産割合) [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添4 (生産の一国集中度) [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添5 (中小企業特例要件) [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添6 (サプライチェーン途絶リスクの重大性) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添7 (生産拠点の集中度低減効果 (費用対効果) / 増産効果) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添8 (レジリエンス) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添9 (国内サプライチェーンの分散) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添11 (サプライチェーン全体の共存共栄) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	別添12 (従業員の賃金引上げ計画の表明) [加点]	<input type="checkbox"/>	
	様式第3 [必須]	<input type="checkbox"/>	
	別添 (役員等一覧) [必須]	<input type="checkbox"/>	
	② 補助事業の実設計画	【様式第2 1 (3) (イ) 添付書類】(付近見取図・現地説明図) [必須] - 補助事業の実施場所の付近見取図	<input type="checkbox"/>
【様式第2 1 (3) (イ) 添付書類】(配置図・設計図) [必須] - 工場等の配置図 - 工場等の設計図 - 設備の配置図		<input type="checkbox"/>	
【様式第2 1 (3) (イ) 添付書類】(その他) [必須] - 別添1に記載した金額の算出根拠資料 (見積等) - 上記を補足説明できる資料		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③ 様式第2の補足資料	金融機関の同意または内諾を示す資料 (該当する場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	起債又は借入に関する資金計画 (起債又は借入がある場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	リース契約書(案)、リース料金計算書(案)等 (リースの場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法人税務申告書別表1「申告書」(事業者印、税務署受領印、税理士印付き (*1)) (3期分写し) 〔電子申請の場合〕 別表1のハードコピー (税理士印付き (*1)) (3期分写し) と税務署が受信した というメールのハードコピー (*1) 税務申告を税理士に委任していない場合は不要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法人税務申告書別表4「所得の金額に関する明細書」(3期分写し)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	直近3年度分の決算報告書 (貸借対照表、損益計算書及び製造原価報告書) (申請企業の単体ベース、ただし、連結がある場合には、連結決算も併せて提出) ※決算報告書がない場合は、最近1年間の事業内容の概要を記載した書類 ※設立後3年未満の企業であって、設立前に当該事業を実施していた企業がある 場合は、その企業の決算報告書を提出 ※経営基盤の健全性の説明に関する補足書類として、次のAからDのいずれかの 提出を推奨 A 公認会計士の監査報告書 B 日本税理士会連合会「『中小企業の会計に関する指針』の適用に関するチェ ックリスト」ないし、「『中小企業の会計に関する基本要領』の適用に関するチェ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	ックリスト」 C 税理士法 33 条の 2 に規定する添付書面 D 会社法の規定に基づく会計参与報告書		
	共同申請者の履歴事項全部証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	定款	<input type="checkbox"/>	
	出資者及び役員の一覧が記載されている書類	<input type="checkbox"/>	
	応募者の概要が分かるもの（パンフレット等）	<input type="checkbox"/>	
着手関係 ④事前	事前着手のための承認申請書 (事前着手を希望する場合)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

⑤提出書類の 確認	電子データのファイル種類、ファイル名付与ルール等が、＜提出書類のとりまとめ方法＞の通りになされていることを確認した。	<input type="checkbox"/> 十分確認した	<input type="checkbox"/> 確認未済
	以下の【送付の際の留意点】を再度確認した。	<input type="checkbox"/> 十分確認した	<input type="checkbox"/> 確認未済

※ 提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。

【提出の際の留意点】

- ※ 提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のためにのみ利用し、申請者の秘密は保持します。
- ※ 提出書類の返却はいたしませんので、必ず、原本の控えを保持してください。
- ※ 申請書の作成にあたっては、金額・日付等の数値や名称に申請書内での不整合がないか確認してください。

＜提出書類のとりまとめ方法＞ 【重要】

●補助金申請システム「jGrants」への書類提出方法

※詳細な jGrants 上での提出方法については、「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金（3次公募）電子申請マニュアル」をご参照ください。

（1）申請フォームへの入力について

jGrants 上の申請フォームでは、以下の通り各フォームへの記入・提出を行ってください。

○事業者基本情報

基本的には事業者情報が自動入力されていますが、空欄があれば記入してください。

○事業者の概要

中小企業等の定義（公募要領 1.（2）Ⅱ事業者の範囲）をご確認の上、事業規模を選択してください。

○事業基本情報

事業の名称やスケジュール等の入力が必要となっているため、様式第 1 および様式第 2 の内容に沿って記入してください。

○申請様式アップロード

当フォームでの申請書の様式提出は、それぞれ該当する項目に、所定のファイル形式、ファイル名にて提出してください。（詳しくは、以下「（2）提出書類のとりまとめ方法について」をご参照ください。）

（2）提出書類のとりまとめ方法について

下表の通り、提出ファイル名を指定のものへと変更の上、該当する申請フォームへと提出してください。

申請フォーム名	提出ファイル名 ファイル名は、 「事業者名（略称可）」資料名 としてください	提出書類及び注意点	ファイル形式
①様式第 1・第 2・別添 1～14 (PDF)	1_「株式会社」応募様式.pdf	様式第 1・2 と別添 1～14 を 1 つの PDF で提出してください。 (PDF ファイルは Excel 内のシートを 1 つの PDF にまとめたものとしてください。)	PDF
①' 様式第 1・第 2・別添 1～14 (Excel)	1_「株式会社」応募様式.xls	様式第 1・2 と別添 1～14 を Excel 形式で提出してください。	Excel
②事前着手のための承認申請書	2_「株式会社」事前着手のための承認申請書.doc	※該当する場合のみ 事前着手を希望する場合は、事前着手のための承認申請書 (Word ファイル) を提出してください。	Word
③様式第 2_1 (3) (イ) の添付書類一式	3_「株式会社」添付書類.pdf	様式第 2_1 (3) (イ) の添付書類 (付近見取図・現地説明図、配置図、設計図、見積、その他補足説明資料等) を提出してください。尚、ご提出の際には、複数のファイルを ZIP ファイル等にまとめるのではなく、1 つの PDF ファイルにまとめた上でご提出ください。	PDF
④別添の添付資料等一式	4_「株式会社」別添添付書類.pdf	別添 1～14 において、添付/補足説明資料 (提出必須の場合あり) を提出してください。尚、ご提出の際には、複数のファイルを ZIP ファイル等にまとめるのではなく、1 つの PDF ファイルにまとめた上で、 <u>どの書類がどの別添に対応したものをファイル内に明記の上</u> 、ご提出ください。	PDF

※次ページに続く

※前ページ続き

申請フォーム名	提出ファイル名 ファイル名は、 「事業者名(略称可)」資料名 としてください	提出書類及び注意点	ファイル形式
⑤資金計画関連資料	5_「株〇×」起債または借入に関する資金計画.pdf	※該当する場合のみ 起債又は借入等がある場合には、金融機関の同意又は内諾を示す資料及び、起債又は借り入れに関する資金計画を提出してください。尚、ご提出の際には、複数のファイルを ZIP ファイル等にまとめるのではなく、1つの PDF ファイルにまとめた上でご提出ください。	PDF
⑥リース関連資料	6_「株〇×」リース関係書類(案).pdf	※該当する場合のみ リース契約を行う場合、リース契約書(案)、リース料金計算書(案)等を提出してください。尚、ご提出の際には、複数のファイルを ZIP ファイル等にまとめるのではなく、1つの PDF ファイルにまとめた上でご提出ください。	PDF
⑦税務申告、決算報告関連資料	7_「株〇×」税務申告書関係及び決算報告書.pdf	法人税税務申告書別表1「申告書」(事業者印、税務署受領印、税理士印付き)及び、別表4「所得の金額に関する明細書」の3期分の写しと、直近3年度分の決算報告書(貸借対照表、損益計算書および製造原価報告書)を提出してください。また、経営基盤の健全性に関する補足書類等があれば、併せて提出してください。尚、ご提出の際には、複数のファイルを ZIP ファイル等にまとめるのではなく、1つの PDF ファイルにまとめた上でご提出ください。	PDF
⑧応募者等概要資料	8_「株〇×」応募者等概要.pdf	応募者の概要が分かる資料や、出資者及び役員の一覧が記載されている書類、定款などを提出してください。また、共同申請を行う際には、共同申請者の履歴事項全部証明書も併せて提出してください。尚、ご提出の際には、複数のファイルを ZIP ファイル等にまとめるのではなく、1つの PDF ファイルにまとめた上でご提出ください。	PDF
⑨様式第3・別添	9_「株〇×」暴力団排除に関する誓約事項.xls	様式第3(別添の役員等一覧を含む)(Excel ファイル)を提出してください。	Excel

※jGrants 上の提出欄にて、それぞれの項目番号に対応した内容のファイルを提出してください。
 ※jGrants 上では、**16MB を超える容量のファイルを提出いただくことはできません。**そのため、提出するデータのファイル容量が16MB を超過することがないようにしてください。

事前着手のための承認申請様式

※本申請により、交付決定前の事業の着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。

※本来、事業着手の時期は、交付決定日以降が大原則であることから、事前着手に係る審査は厳格に行い、事前着手の必要性が不十分と判断した場合には、事前着手は一切認められませんので、ご承知願います。

※事前着手の理由が不十分と判断される場合は、申請の取下げをお願いする場合があります。

(事前着手承認申請様式)

令和 年 月 日

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 法人の名称

代表者の役職・氏名

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業について、別紙「補助金ルールの基礎説明について」の内容を確認の上、以下のとおり、事前着手の承認を求めます。

1. 交付決定前に発注・購入・契約等を行わなければ政府等の要請に応えられない、国内企業立地の機会が失われる、多大な影響が発生する等、交付決定前の着工について、真にやむを得ないと判断される理由についての説明

(1) 事前着手承認の申請理由

以下の当てはまる選択肢にチェックを付けてください。

- ・ 政府・取引先等からの要請 増産又は安定供給
 納期短縮
 取引先等と連携した生産・供給体制の構築
- ・ 自社要因 国内生産体制の早期復旧・整備
 コストダウン等の競争力強化
 その他（具体的に： _____)

【上記の補足説明】

(2) 事業の着手が遅れた場合に生じ得る影響

以下の当てはまる選択肢にチェックを付けてください。

- 政府等の要請に間に合わなくなる
- 国内生産・安定供給ができなくなる
- 取引先を喪失する
- 新商品投入が遅れて新市場のシェア獲得が困難になる
- その他（具体的に： _____)

2. 事前着手承認希望日（令和4年1月28日以降）： 令和 年 月 日

3. 操業開始予定時期： 令和 年 月

(注1) 本様式は、応募申請書と一緒に提出する必要があります。

(注2) 説明資料として、設備投資計画、工事等の計画等が必要です。

(注3) 記載にあたりページが増えても問題ありません。

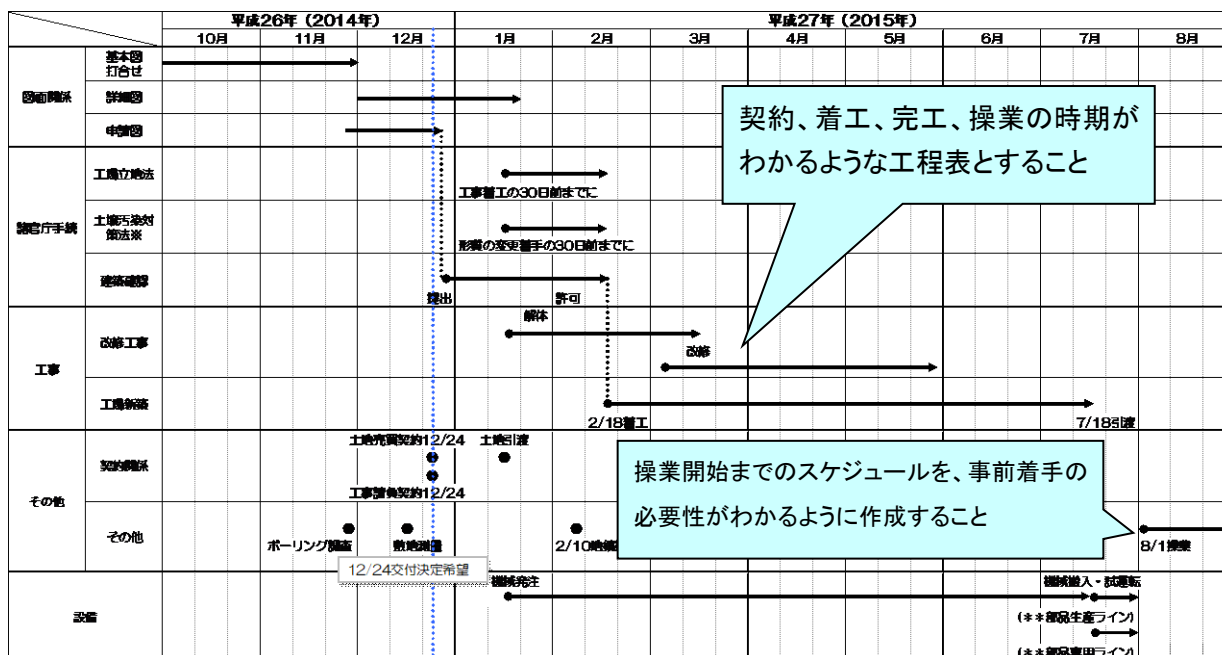
(設備投資計画の例) ※交付決定前に着手する必要があることの根拠が明確であること。

	●月	●月	●月	●月	●月	●月	...
〇〇型△△	投資着手 (発注)	用地取得、建物新設、設備設置 (▲ヶ月間必要)			5個 完工	5個	...

※用地取得、建物新設、設備設置には、～のため、最低でも▲ヶ月間必要。

●●社(納入先から〇〇型△△を10個納入するよう要請あり。)

(工事計画の例) ※交付決定前に着手する必要があることが分かる必要があります。



本補助事業全体の流れ（概要）

	基金設置法人	事務局	補助事業者	地方経済産業局	経済産業省
<p>公募</p> <p>* 公募締切 (2022. 5. 6)</p>		<p>公募開始</p> <p>受付 ←</p> <p>↓</p> <p>書類確認</p>	<p>事前相談 → 対応</p> <p>↓</p> <p>応募</p>		
<p>審査・採択決定</p> <p>* 採択先決定 (2022. 6 月以降)</p>	承認 →	<p>審査 (第三者委員会)</p> <p>採択決定 ←</p> <p>採択公表</p> <p>↓</p> <p>採択者説明会 ←</p>	<p>通知受領</p> <p>↓</p> <p>参加 ←</p>		承認
<p>交付申請 (2023. 3 月末まで)</p>	確認 →	<p>受付 ←</p> <p>↓</p> <p>書類確認</p> <p>↓</p> <p>交付決定 ←</p>	<p>(計画精査)</p> <p>交付申請 (修正)</p> <p>↓</p> <p>通知受領</p>		確認
<p>補助事業実施 (原則 2025. 3 月末まで)</p> <p>※大規模な投資案件の場合、2026. 3 月末まで延長が認められる可能性あり</p>	確認 →	<p>(進捗管理) ←</p> <p>受付 ←</p> <p>↓</p> <p>変更等承認 ←</p>	<p>事業着手</p> <p>↓</p> <p>報告</p> <p>...</p> <p>計画変更等申請 (修正)</p> <p>↓</p> <p>通知受領</p> <p>↓</p> <p>事業完了</p>		確認
<p>確定検査・補助金支払</p>	<p>確認 →</p> <p>振込み ←</p>	<p>確定検査 ←</p> <p>↓</p> <p>補助金確定 ←</p>	<p>実績報告提出</p> <p>↓</p> <p>補助金受領</p>		<p>確認</p> <p>承認</p>
<p>補助事業終了後 5 年間</p>	確認 ←		<p>状況報告</p>		

* 上記は現時点で想定される本事業の流れであり、変更の可能性があります。

お問い合わせ先

内容と問い合わせ先の対応表

問い合わせ内容	問い合わせ先
・ 本事業の趣旨について	・ 経済産業省、各経済産業局 または基金設置法人
・ 応募申請にかかる事前相談について	・ 経済産業局
・ 説明会について ・ 補助対象経費について ・ 応募申請書の全般的な記載方法について ・ その他本事業全般について	・ 事務局

連絡先一覧

	連絡先	管轄する都道府県
経済産業省	〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1 経済産業省 経済産業政策局 地域経済産業グループ 地域産業基盤整備課 TEL: 03-3501-1677 FAX: 03-3501-6270 HP: http://www.meti.go.jp	
北海道 経済産業局	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 北海道経済産業局 産業部 産業振興課 TEL: 011-709-2311 (内2595) MAIL: hokkaido-sangyo@meti.go.jp	北海道
東北 経済産業局	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 東北経済産業局 産業部 産業振興課 TEL: 022-221-4906 MAIL: thk-ritti@meti.go.jp	青森、岩手、宮城、 秋田、山形、福島
関東 経済産業局	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 関東経済産業局 地域経済部 地域振興課 企業立地支援室 TEL: 048-600-0269 MAIL: kanto-ritti@meti.go.jp	茨城、栃木、群馬、 埼玉、千葉、東京、 神奈川、新潟、山 梨、長野、静岡
中部 経済産業局	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 中部経済産業局 地域経済部 地域振興室 TEL: 052-951-2716 MAIL: tiikishinkouka-gyoumu@meti.go.jp	岐阜、愛知、三重
中部 経済産業局 電力・ガス事 業北陸支局	〒930-0856 富山県富山市牛島新町11-7 中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 地域経済課 TEL: 076-432-5518 MAIL: hokuriku@meti.go.jp	富山、石川
近畿 経済産業局	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 近畿経済産業局 産業部 産業課 産業振興室 TEL: 06-6966-6021 FAX: 06-6966-6082	福井、滋賀、京都、 大阪、兵庫、奈良、 和歌山
中国 経済産業局	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 中国経済産業局 産業部 産業振興課 TEL: 082-224-5638 MAIL: cgk-sannshinn@meti.go.jp	鳥取、島根、岡山、 広島、山口
四国 経済産業局	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 四国経済産業局 産業部 産業振興課 TEL: 087-811-8523 FAX: 087-811-8556	徳島、香川、愛媛、 高知
九州 経済産業局	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 九州経済産業局 地域経済部 企業成長支援課 TEL: 092-482-5435 MAIL: kyushu-kigyoshien@meti.go.jp	福岡、佐賀、長崎、 熊本、大分、宮崎、 鹿児島
沖縄 総合事務局	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 経済産業部 企画振興課 TEL: 098-866-1727 MAIL: kikakushinkouka@meti.go.jp	沖縄
基金設置法人	〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山 B1F 一般社団法人環境パートナーシップ会議 TEL: 03-5468-6752 FAX: 03-5468-6756	
事務局	〒103-0027 東京都中央区日本橋3-13-5 KDX日本橋313ビル 5階 みずほりサーチ&テクノロジーズ(株) 社会政策コンサルティング部 (「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局」担当) TEL: 03-6825-5476 FAX: 03-6826-5060 ※電話受付時間 10:00~12:00 及び 13:00~17:00 (土日祝日を除く) MAIL: kokunaitoushi@mizuho-ir.co.jp (事務局へのお問合せは、公募期間中は電話、FAX、メールのみの受付となります。) ※事務局メールアドレスは、2022年4月中旬以降を目的に、現在のドメイン	

	<p>「mizuho-ir.co.jp」から新ドメイン「mizuho-rt.co.jp」に変更予定です。 当補助金ホームページにて、新ドメインへの切り替えについてご案内予定ですので、それ以降は新ドメインへのメール送信をお願いいたします。 なお、現在のドメイン「mizuho-ir.co.jp」のメールアドレス宛にメール送信された場合でも、2023年3月末までは事務局にて受信可能です。 メールの受信ドメイン指定をされている場合には、2022年4月中旬までを目途に、新ドメインを追加いただきますようお願いいたします。</p>	
--	---	--